



## 航空危険物規則書第 59 版(2018 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

### IATA Dangerous Goods Regulations 59th Edition Effective 1 January 2018 ADDENDUM 1 Posted 22 December 2017 の邦訳

IATA 危険物規則書の利用者は、2018 年 1 月 15 日に発効する表 2.3.A および 2.3.5.9 の変更を除き、2018 年 1 月 1 日発効の第 59 版に対する下記の変更内容に留意されたい。変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線と網掛けで表示した。なお、ページ数はすべて JACIS 版航空危険物規則書のページ数を表している。

#### 政府例外規定の新規または訂正 (2.8.2)

##### 2.8.1.3 のリスト

エジプトの後に

追加：エチオピア

ETG

#### 新規追加 ETG - エチオピア(Ethiopia)

危険物申告書が要求される危険物のエチオピア発着、エチオピア内のまたは経由の輸送は以下に従わなければならない。

##### ETG-01 緊急時電話番号：

1. 本規則により要求される危険物申告書は、輸送されている危険物が係る軽微な事故および/または事故の場合に、それにより緊急時の対応情報を得られる電話番号を含まなければならない。
2. この電話番号は1日24時間利用できなければならない、国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書の“その他の取り扱い注意”欄、包装物の外面および航空貨物運送状の“取り扱い注意”欄に示されなければならない。
3. この電話番号は常時以下の個人によりモニターされていなければならない。
  - a) 輸送されている危険物の危険性及び特性についての知識を有する。
  - b) 総合的な緊急時対応ができ、および危険物の事故を軽減する情報を持っている。および
  - c) そのような知識および情報を持っている人に直ちに連絡できる。

ETG-02 エチオピア航空が地上取り扱い代理業者の場合、すべての種類の危険物をエチオピアに輸送する前に、事前承認も[MgrCI@ethiopianairlines.com](mailto:MgrCI@ethiopianairlines.com) で貨物輸入取扱マネージャーから入手することが望ましい。

ETG-03 第9分類の危険物を除き、荷送人は輸送のため危険物を供する際、製品安全データシート (MSDS) を提供しなければならない。MSDSは英語で記載されていなければならない、すべての関連する輸送情報を含んでいなければならない。

ETG-04 運航者はいかなる未引き取り、損傷したおよび/または漏洩した危険物も発地国に戻すため、荷送人および荷受人と調整する責任を負わなければならない。

#### 運航者例外規定の新規または訂正 (2.8.4)

##### 2.8.3.4 のリスト

アスタナ航空 (Air Astana) の後に、

追加：エアアトランタアイスランディック (Air Atlanta Icelandic) CC

スカイリージョナル航空 (Sky Regional Airlines) の後に、

追加： スカイワーク航空 (Skywork Airlines) SX

#### 訂正 5X (ユニテッドパーセルサービス)

5X-02 Small Package Service —米国外を発着地とするもの：UPS 国際小口貨物サービス規定および制限は、米国外を発地および/ または着地とするすべての危険物貨物に適用する。それら貨物は、生物由来物質カテゴリ-B を含め、契約がある場合のみ受託する (米国内貨物については、上記5X-01参照) このサービスの適用する国は、以下のウェブサイトの生物由来物質カテゴリ-Bの欄より検索できる。

ウェブサイト:

<https://www.ups.com/us/en/help-center/packaging-and-supplies/special-care-shipments/international-dangerous-goods/approved-countries.page>

IATA危険物申告書を要する包装物は総重量で30 kgを超えてはならない。

IATA危険物申告書が必要な包装物を輸送する場合、旅客機の規定のもとで作られた貨物には組合せ容器が使用されなければならない。単一容器は“貨物機専用”(Cargo Aircraft Only (CAO)) の貨物にのみ使用できる。危険物申告書が必要な包装物は総重量で30kgを越えてはならない。

該当する場合、3個以下の適合性のある異なった危険物を一個の外装容器に収納することができる (5.0.2.11)。

以下の分類/区分の危険物は、UPS国際小口貨物サービスより禁止される。

- ・ 第1分類 (火薬類)
- ・ 区分2.3 (毒性ガス)
- ・ 熱源隔離ラベルが必要な物質、または特別規定A136に従う物質

- ・ 区分4.2（自然発火性物質）
- ・ 区分4.3（水と接触すると引火性ガスを発生する物質）
- ・ 区分5.2（有機過酸化物）
- ・ 区分6.1—包装等級Ⅲが割り当てられる物質以外で“毒物”ラベルが必要な物質、なお包装等級Ⅲが割り当てられる物質は“毒物”ラベルに隣接して「PGⅢ」のマークを表示しなければならない。  
UN 3506 水銀（Mercury）を含む製品の貨物は、包装物が毒物の副次危険性ラベルを必要としない場合に限り受託する。
- ・ 区分6.2（病気を移しやすい物質、カテゴリ-A）
- ・ 第7分類—“放射性物質” 白-I、黄-II、黄-Ⅲまたは核分裂性—（~~臨界安全指数~~）（~~左記はJACIS誤植訂正~~）ラベルを必要とする物質。  
—放射性物質の適用除外輸送物貨物もまた禁止される（米国、カナダ間は除外される）。
- ・ 第9分類—包装基準953に適合するUN 2807、磁性物質の貨物は、UPS International Dangerous Goods (IDG) ネットワーク内を発地、着地とするものに限られる。IDG として許可される発地、着地のリストは以下のリンクで確認することができる。  
<https://www.ups.com/us/en/help-center/packaging-and-supplies/special-care-shipments/international-dangerous-goods/approved-countries.page>  
加えて、そのような貨物には、包装基準953に従ってラベルを貼付しなければならず、以下の方法のうちいずれかの方法で書類を作成しなければならない。  
—UPS のShipping Labelの中のPackage Reference欄の中に、“Magnetized material” と記載する。または  
—内容物が「磁性物質」であることを識別し包装物の外面に直接貼付または包装物上の再開封可能な封筒に含まれた書類を伴う。
- ・ 各貨物に適用される個別の制限などUPS の小口International Dangerous Goods サービスに関する全情報は、5X-01に記載のホームページのUPS GUIDE FOR SHIPPING INTERNATIONAL DANGEROUS GOODS のリンクから得ることができる可能性がある。
- ・ すべての微量危険物として認められる貨物は受託する。UPS の分類/区分の制限は、微量危険物には適用しない。

UN 3480、リチウムイオン電池およびUN 3090、リチウム金属電池貨物は関連する包装基準のSection IAまたはIB に従って準備された場合に限り受託する。Section IIに従って準備されたUN 3090 またはUN 3480 を含む貨物は受託しない。UN 3090の出荷に関する事前承認の要件については5X-08を参照すること。

(1.3.2、8.1.6.9.1 および10.8.3.9.1 参照)

#### 訂正 AC（エアカナダ）

AC-04 特別規定A70 の下で輸送される航空機用エンジンは、整備またはオーバーホールを行った会社により署名された除外証明書~~の原本写し（original copy）1部を付けて提出されなければならない（包装基準950 参照）。~~（空欄）

AC-06 ~~包装基準 965—970~~965-967, 969 および 970 の Section II のリチウム電池の包装物の個数は、航空貨物運送状に記載しなければならない。~~包装基準 966, 967, 969 および 970 の Section II に従ってリチウム電池マークがマーキングされた包装物の個数は航空貨物運送状の“品物の性質および量”欄に追記されなければならない。~~

訂正 AF (エアフランス)

AF-05 航空運送状の“Number of pieces” box (個数欄) に、複数個数が記載されているものは、包装基準965、966、967、968、969および970のSection II に従ってリチウム電池マーク/リチウム電池取り扱いラベルがマーキングされた包装物の個数が、該当する包装基準毎に航空貨物運送状の“Nature and Quantity of goods” box (品物の性質欄) に追記されなければならない。

訂正 AR (アルゼンチン航空)

新規追加

▲ AR-15 核分裂性放射性物質の輸送は受託しない (10. 5. 13 参照)。

訂正 AU (オーストラル航空)

新規追加

▲ AU-15 核分裂性放射性物質の輸送は受託しない (10. 5. 13 参照)。

訂正 BI (ロイヤルブルネイ航空)

BI-01 荷送人は輸送される各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の24時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-Hour number”の文言に続いて、危険物申告書の“その他の取り扱い注意 (Additional Handling Information)”欄および包装物に表示されることが望ましいなければならない、例Emergency Contact +673 212 345 67 (8. 1. 6. 11および10. 8. 3. 11参照)。

訂正 BT (エアバルティック)

BT-02 ~~適用除外輸送物を含むすべての放射性物質 - RRY、RRW、およびRRE はエアバルティック航空機での貨物および郵便としての輸送を禁止する。(空欄)~~

新規追加

CC (エアアトランタアイスランドティック)

CC-01 特別規定 A88 または A99 で当局により認可されたものを含み、PI 965 に従って包装されたリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3480) はエアアトランタアイスランドティック航空機での輸送は受託しない。ただし、事前承認された荷送人によって送られるものは除く。この禁止は以下には適用しない。

- ・ PI 966またはPI 967に従った機器と包装されたまたは機器に組み込まれたリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3481)。

CC-02 特別規定A88またはA99で当局により認可されたものを含み、PI 968に従って包装されたリチウム金属単電池および組電池（UN 3090）はエアアトランタアイスランディック航空機での輸送は禁止する。この禁止は以下には適用しない。

- ・ PI 969またはPI 970に従った機器と包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属単電池および組電池、UN 3091。

#### 訂正 CI（中華航空）

CI-01 以下の危険物は中華航空の旅客機による貨物としての輸送を受託しない。

1. 第1 分類から第8 分類、ただし、UN 1072（特別規定A302 に基づくもの）、UN 2908、UN 2909、UN 2910、UN 2911、包装基準208(a)に合致するUN 3164およびUN 3373を除く。
2. 包装基準966-967のSection I として完全に規制されるリチウムイオン電池、UN 3481（第9分類）（RLI）。
3. 包装基準969と970のSection I として完全に規制されるリチウム金属電池、UN 3091（第9分類）（RLM）。
4. UN 3171 リチウム電池により駆動する電池駆動の乗り物(第9分類)

注：

上記禁止は中華航空の社用品には適用しない。

CI-03 混載の中の危険物の輸送は受託しない。ただし、以下を除く。

- (a) 危険物のみを含む1マスターの航空貨物運送状に、1つまたはそれ以上のハウスの航空貨物運送状が付いた混載。または
- (b) 以下の危険物および一般貨物を含む混載。
  - ・ 非危険物の冷却目的で使用されるUN 1845固形二酸化炭素（ドライアイス）。
  - ・ 包装基準953 に該当し、4.6 m の距離での磁界強さが0.418 A/m または0.00525 ガウス（Gauss）を超えないUN 2807 磁性物質（Magnetized material）。
  - ・ ID 8000 消費者向け商品（Consumer commodity）/UN 1266 香料製品（Perfumery product）。
  - ・ UN 3481/UN 3091、PI 966/967/969/970のSection IIに従ったリチウムイオン/金属電池。

CI-07 政府適用免除または特別規定A1またはA2に従った政府認可認可（例えば、特別規定のA1またはA2、A106等で要求されるような）の下に輸送に供される危険物は、輸送を受託しない。

CI-09 以下の危険物は中華航空の航空機による貨物としての輸送を受託しない。

- (a) 包装基準965のSection IIに従い準備されたリチウムイオン単電池および組電池（UN 3480）。
- (b) 包装基準968のSection IA、IB およびIIに従い準備されたリチウム金属単電池および組電池（UN 3090）。
- (c) 同一の外装容器にいかなる他の危険物とも一緒に包装され、またはいかなる他の危険物とも一緒にオーバーパックされたUN 3480 PI 965のSection IA/IB、UN 3481 PI

966/PI 967のSection Iおよび UN 3091 PI 969/PI 970のSection I。この禁止はリチウム電池および他の危険物を組み込んだ機器または機械には適用しない。

注：

上記禁止要件は、中華航空社用品には該当しない。

#### 訂正 EI (エアリングス)

EI-02 ~~(空欄)~~特にエアリングスにより承認されていない限り、旅客および乗務員は一人当たり 100Wh までの予備のリチウム電池を最大 4 個に制限される。予備電池は '機内持ち込み' 手荷物だけに制限される (2.3.5.9 参照)。

#### 訂正 EY (エティハド航空)

EY-04 UN 3090 リチウム金属電池。リチウム金属単電池および組電池の貨物としてのすべてのエティハド航空機での輸送は禁止。これは包装基準968のSection IA、IBおよびSection IIに適用する。UN 3091 リチウム金属電池。リチウム金属単電池および組電池の貨物としてのすべてのエティハド航空旅客機での輸送は禁止。これは包装基準969および970のSection IIに適用する。

この禁止事項は、以下のものには適用しない。

- ・ 包装基準969および970のSection IIに従って、エティハド航空貨物機で輸送される、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属単電池および組電池 (UN 3091)。または
- ・ 旅客または乗務員が携行する危険物の規定でカバーされるリチウム電池 (充電可および充電不可) (2.3.2 から2.3.5 および表2.3.A 参照)。

#### 訂正 FX (フェデラルエクスプレス)

FX-02 (a)UN 1230 メタノール (Methanol) および微量危険物 (EQ) を除いて、主危険性または副次危険性が区分 6.1 の物質で包装等級 I または II のものについて、~~UN 1230 メタノール (Methanol) および微量危険物 (EQ) を除いて、主危険性および副次危険性が区分 6.1 の物質で包装等級 I または II のものについて、~~ (左記は JACIS 誤植訂正)

- ・ プエルトリコを含む米国内を発地または目的地とする輸送は、米国運輸省 (DOT) が適用免除/特別許可 (Special Permit (SP)) と認めた容器に入れられている場合のみ受託する。
- ・ 国際輸送の場合は "V" 容器の組み合わせ容器に入れられている場合のみ受託する。

(b) Hazard Zone "A" の吸入毒性を有する物質または主危険性、副次危険性のいずれかが毒物である第 2 分類の物質の輸送は受託しない。

(c) ポリ塩素化ビフェニール (Polychlorinated biphenyls)。以下の第 9 分類の物質で、PCB を含んでいるとわかっているもの、または含むと疑われる場合は、以下のように包装しなければならない。液体については、IP3 または IP3A の金属製内装容器を使用し、すきまを完全に満たすだけの吸収材を入れる。固体については、包装基準に適用する内装容器であれば何を使用してもよい。外装容器は、1A2 鋼製ドラム、4H2 プラスチック製箱、USA DOT-SP 8249、9168 または 11248 を使用しなければならない (各物質名の後の包装基準 [-] 参照)。

## 国連番号 品目

UN 2315 — Polychlorinated biphenyls, liquid[964]

UN 3077 — Environmentally hazardous substances, solid, n. o. s. ★ [956, Y956]

UN 3082 — Environmentally hazardous substances, liquid, n. o. s. ★ [964, Y964]

UN 3432 — Polychlorinated biphenyls, solid [956]

(d) 区分 4.3 のすべての米国国内輸送は、“Y” の包装基準による少量危険物として提供されるか、または陸上輸送のためのプラカードの掲載が要求されない米国運輸省 (DOT) の特別許可を使用して提供されなければならない。米国内発米国外向け貨物の輸送は、“Y” の包装基準による少量危険物として提供されるか、または FedEx Express スタッフが配置される危険物の受託施設へ搬入されなければならない。米国外発米国内向け貨物の輸送は、“Y” の包装基準による少量危険物として提供されるか、または FedEx Express スタッフが配置される危険物の受託施設を引き渡し施設として発送しなければならない。

(e) フェデラルエクスプレスは、圧縮酸素 (Oxygen compressed) UN 1072 については、ATA 規格 300、カテゴリー I の外装容器に包装してあるもののみ受託する。容器は、ATA 規格 (Air Transportation Association) 300 のマーキング基準に従ってマーキングをしていなければならない。加えてフェデラルエクスプレスは外装容器に DOT31FP の追加試験規格マークがあることを要求する (包装基準 200 および政府例外規定 : USG-15 (d) 参照)。

DOT31FP の追加試験規格マークは規格コンテナの使用およびマークに加えて、UN 3156、UN 3157、UN 2451、UN 1070 および UN 3356、UN 1873—Perchloric acid, over 50% concentration [553] を含む USG-18 に掲載されているすべての国連番号のものに要求される。

(f) 第 3 分類、区分 4.2、区分 5.1、区分 5.2 および第 8 分類の主危険性を有する液体を輸送するため International Economy (IE) または International Economy Freight (IEF) を使用する場合、顧客は“V rated” 型容器を使用しなければならない。www.fedex.com/us ; keyword dangerous goods (search field) 参照。FedEx Services は危険物を輸送する為に利用できる。

❖ **FX-03** (a) 第 7 分類の物質は、FedEx International Priority Freight (IPF)、FedEx International Premium (IP1) または FedEx International Express Freight (IXF) による輸送に供される場合、事前通知または事前承認が要求されることがある。追加情報については (877) 398-5851 に連絡すること。プルトニウム-239 および 241 は、UN 3324、UN 3325、UN 3326、UN 3327、UN 3328、UN 3329、UN 3330、UN 3331 または UN 3333 としての受託はしない。以下の国連番号は、内容物にプルトニウム 239 (PU 239) またはプルトニウム 241 (PU 241) を含む場合、禁止される。UN 3324、UN 3325、UN 3326、UN 3327、UN 3328、UN 3329、UN 3330、UN 3331 および UN 3333。

(b) フェデラルエクスプレスは荷送人が事前承認を得ていなければ、副次危険性が区分 1.4、第 3 分類、区分 4.1、区分 4.2、区分 4.3、区分 5.1、区分 5.2、第 8 分類または貨物機専用ラベルが貼付された区分 2.2 の放射性物質は受託しない。

米国以外を発地とする第 7 分類の輸送は事前承認が要求される。各地域のフェデラルエクスプレスの顧客サービス番号に電話し、FedEx Express Freight の顧客サービスに申請すること。

(c) 世界中すべての核分裂性物質の輸送は事前承認が要求される。支援については、1-901-375-6806 に電話し、“4” を押して次の危険物担当者呼び出す。

(d) 放射性核種の混合物または溶液については、“mixture” または “solution” の適切なものを数量と包装の種類 (Quantity and Type of Packaging) 欄へ物理的および化学的形態とともに記載する (例えば liquid salt solution または solid oxide mixture)。

(e) フェデラルエクスプレスは適用除外輸送物 (UN 2908、UN 2909、UN 2910、UN 2911) でオーバーパックに収納されたものは受託しない。または 2 つ以上の包装物がスキッド、パレットに積まれたものは受託する。

**FX-04** (a) 以下の第 8 分類の物質の輸送は受託しない (各物質名の後の包装基準 [-] 参照)。

**国連番号 品目**

UN 1796 — Nitrating acid mixture, over 40% concentration [854, 855]

UN 1826 — Nitrating acid mixtures, spent, over 40% concentration [854, 855]

UN 2031 — Nitric acid, over 40% concentration [854, 855]

上記の物質で濃度の許容範囲に入っているものは、危険物申告書上の正式輸送品目名に付随させてその濃度を記載しなければならない。

(b) USG-04 で定められている有害廃棄物 (hazardous waste) の輸送は受託しない。

(c) 区分 6.2、世界保健機構 (World Health Organization (WHO)) により危険性グループ 4 として分類されたものの輸送は受託しない。

(d) 以下のような物質の輸送の受託はしない (各物質名の後の包装基準 [-] 参照)。

**国連番号 品目**

UN 1001 — Acetylene, dissolved [200]

UN 1162 — Dimethyldichlorosilane [377]

UN 1308 — Zirconium suspended in a flammable liquid, Packing Group I, [361]

**UN 1873 — Perchloric acid, over 50% concentration [553]**

(e) フェデラルエクスプレスは、当局の認可があっても特別規定 A2 または A183 または A209 に関わるいかなるものの輸送も受託しない。

**訂正 G3 (GOL 航空)**

**G3-01** 主危険性または副次危険性がこれらの分類に該当するものは事前の承認および航空会社との事前手配がない限り輸送を受託しない。

- ・ 第1分類—火薬類
- ・ 第2分類—ガス類
- ・ 第3分類—引火性液体
- ・ 第4分類—可燃性個体
- ・ 第7分類—放射性物質
- ・ **UN 3091—機器に組み込まれたリチウム金属電池**

許可の要請は、事前に電子メールで以下のアドレスに送信されなければならない。

E-mail: [gr-controldequalidadecgo@voegol.com.br](mailto:gr-controldequalidadecgo@voegol.com.br)

G3-02 病ウイルスを移しやすい物質は以下に従って事前手配がされることを条件に受託する。

区分6.2、カテゴリーBの貨物は以下の要件に適合しなければならない。

- ・ 荷送人は輸送物が輸送のために法的に認め許可され、すべての関係国の必要要件に合致しているという証拠を提出しなければならない。
- ・ 荷送人は輸送物が生物由来物質カテゴリーB の基準に合致しているという医師、科学者またはそれと同等の専門家によって署名された証明書を航空会社に送付しなければならない。

区分6.2、カテゴリーA、感染した動物は輸送を許可されない。

G3-04 荷送人は、輸送される各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人の24時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は、“Emergency Contact”または“24-hour number”またはポルトガル語で同等の文言に続いて、危険物申告書の“取り扱い注意 (Handling Information)”欄に記入しなければならない(8.1.6.11 および0.8.3.11 参照)。

この電話番号は以下には要求されない。

- ・ 微量危険物。
- ・ 少量危険物。
- ・ ドライアイス。および
- ・ 消費者向け商品。

G3-05 危険物は非危険物と混載してはならない。(空欄)

G3-07 UN 3091 (機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属電池)の貨物としての旅客機での輸送は禁止。この禁止事項は、包装基準966 または967 に該当する機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれた (UN3481) リチウムイオン単電池および組電池には適用しない。リチウム電池を含む電子タバコのGOL 航空機での貨物としての輸送を禁止する。

UN 3480 (リチウムイオン電池)、UN 3090 (リチウム金属電池)およびリチウム電池を組み込んだ電子タバコの貨物としての輸送は許可されない。使用済みのリチウムイオン電池の輸送は受託しない。

G3-08 非防漏型または湿式電池が装着された車椅子は、電池が車椅子から取り外され2.3.2.3 および9.3.14 に従って包装された場合のみ受託する。

GOL航空 は“旅客または乗務員により携行される危険物の規則”(表2.3.A) に関し追加的制限を規定している。当社版はe-mailにて申請されたい。

[gr-control@qualidadecgo@voegol.com.br](mailto:gr-control@qualidadecgo@voegol.com.br)

新規追加

G3-09 ドライアイス貨物は包装物あたり50 kgおよび航空便あたり500 kgに制限される。

訂正 KM (マルタ航空)

KM-01 医療用に必要な酸素または空気の小型ガスシリンダーを受託手荷物 (Checked Baggage) または機内持ち込み手荷物 (Carry-on Baggage) に収納する事は許可されない。旅客が追加の酸素を必要とする場合は48 時間前までにマルタ航空への事前要請が必要となる。

医療ヘルプデスク (Medical Help Desk) Tel: +356 22 999 296、または e-mail: [medical.airmalta@centrocom.eu](mailto:medical.airmalta@centrocom.eu)  
[medical.airmalta@airmalta.com](mailto:medical.airmalta@airmalta.com)

訂正 OM (MIAT モンゴル航空)

OM-05 固形二酸化炭素 (ドライアイス) UN 1845 は、B767-300 および B767-800 機ごと、正味重量 200 kg を制限とする。

✦ OM-08 ~~少量危険物 (“Y” 包装基準) は輸送を受託しない。例外: 消費者向け商品 (ID 8000) は受託する (2.7 参照)。~~

~~注:~~

~~上記の要件は社用品に適用しない。~~

~~第 7 分類-放射性物質の輸送は受託しない (10.10.2 参照)。~~

~~注:~~

~~上記の要件は、MIAT モンゴル航空社用品 (COMAT) としての UN 2911 には適用しない。~~

OM-09 ~~混載の中の危険物は輸送を受託しない。(1.3.3, 8.1.2, 4.9.1.8 および 10.8.1.5)。~~  
~~包装等級 I の危険物の輸送は受託しない。~~

~~注:~~

~~上記の要件は、MIAT モンゴル航空社用品 (COMAT) には適用しない。~~

OM-10 ~~回収容器 (Salvage packaging) は輸送を受託しない。重大な影響をもたらす危険物のリストに掲載されている危険物の輸送は受託しない。~~

~~注:~~

~~上記の要件は、MIAT モンゴル航空社用品 (COMAT) には適用しない。~~

OM-11 ~~第 7 分類-放射性物質は輸送を受託しない (10.10.2 参照)。~~

~~注:~~

~~上記の要件は、MIAT モンゴル航空社用品 (COMAT) としての UN 2911 には適用しない。~~

~~以下のようなリチウムイオン電池は貨物として輸送を受託しない:~~

- ~~・ UN3481-包装基準 966 および 967 の Section I に従って準備された機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウムイオンおよび またはリチウムポリマーの単電池および組み合わせ電池~~

~~注:~~

~~上記の要件は、MIAT モンゴル航空社用品 (COMAT) には適用しない。~~

OM-12 から OM-20 まで “空欄” となる。

訂正 PG (バンコク航空)

PG-01 本規則で定められた危険物の輸送は受託しない。ただし、旅客および乗務員に許可された物品および物質を除く (2.3 および表 2.3.A 参照) (空欄)。

PG-02 危険物の貨物、郵便および社用貨物 (COMAT) は受託しない。固形二酸化炭素 (ドライアイス) が冷却材として使用される場合、便当たり最大 200kg まで受託する。 (空欄)。

PG-03 便に搭乗している間、患者に医療支援を提供するための危険物は規則書 1.2.7.1(a) の条件で受託する。 (空欄)。

注:

追加情報、評価または運航者承認についての連絡先: dgacceptance@bangkokair.com

訂正 QK (ジャズ航空)

QK-04 特別規定 A70 の下で輸送される航空機用エンジンは、整備または分解点検を行った会社により署名された除去証明書の原本 (original copy) を提出しなければならない (包装基準 950 参照) (空欄)。

QK-06 包装基準 966、967、969 および 970 の Section II のリチウム電池の包装物の個数は、航空貨物運送状に表示しなければならない。包装基準 966、967、969 および 970 の Section II に従ったリチウム電池マークがマーキングされた包装物の個数は航空貨物運送状の “品物の性質および量” 欄に追記されなければならない。

訂正 RH (香港航空貨物輸送)

▲ RH-02 全てのタイプの適用除外輸送物を含み、第 7 分類、放射性物質適用除外輸送物の輸送は受託しない。

訂正 RS (スカイリージョナル航空)

RS-04 特別規定 A70 の要件に従って輸送する航空機用エンジンには、整備または点検を行った会社によってサインされた危険性除去の証明書の原本の写しを提出しなければならない (包装基準 950 参照) (空欄)。

RS-06 包装基準 965 — 970 の Section II のリチウム電池の包装物の個数は、航空貨物運送状に記載されなければならない。包装基準 966、967、969 および 970 の Section II に従ったリチウム電池マークがマーキングされた包装物の個数は航空貨物運送状の “品物の性質および量” 欄に追記されなければならない。

訂正 RV (エアカナダグループ)

RV-04 特別規定 A70 の要件に従って輸送する航空機用エンジンには、整備または点検を

行った会社によってサインされた危険性除去の証明書の原本の写しを提出しなければならない(包装基準950 参照)(空欄)。

**RV-06** 包装基準 965—970 の Section II のリチウム電池の包装物の個数は、航空貨物運送状に記載されなければならない。包装基準 966, 967, 969 および 970 の Section II に従ったリチウム電池マークがマーキングされた包装物の個数は航空貨物運送状の“品物の性質および量”欄に追記されなければならない。

#### 新規追加 SX (スカイワーク航空)

**SX-01** 荷送人は輸送される各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人の 24 時間の緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24hour number”の文言に続いて、危険物申告書のできれば“取り扱い注意 (Handling Information)”欄に記入しなければならない。

24 時間電話番号は危険物申告書を必要としない貨物には要求されない。

▲ **SX-02** 以下の放射性物質の輸送は受託しない。

##### 国連連番 品目

- UN 2919 - Radioactive material, transported under special arrangement non fissile or fissile excepted
- UN 2977 - Radioactive material, uranium hexafluoride, fissile
- UN 3321 - Radioactive material, low specific activity (LSA-II) non fissile or fissile excepted
- UN 3322 - Radioactive material, low specific activity (LSA-III) non fissile or fissile excepted
- UN 3324 - Radioactive material, low specific activity (LSA-II) fissile
- UN 3325 - Radioactive material, low specific activity (LSA-III) fissile
- UN 3326 - Radioactive material, surface contaminated objects (SCO-I or SCO-II), fissile
- UN 3327 - Radioactive material, Type A package, fissile non-special form
- UN 3328 - Radioactive material, Type B(U) package, fissile
- UN 3329 - Radioactive material, Type B(M) package, fissile
- UN 3330 - Radioactive material, Type C package, fissile
- UN 3331 - Radioactive material, transported under special arrangement, fissile
- UN 3333 - Radioactive material, Type A package, special form, fissile

**SX-03** 以下の品目についてスカイワーク便では貨物として輸送は受託しない。

- ・ UN 3091 Lithium metal batteries packed with equipment-PI969, Section I
- ・ UN 3091 Lithium metal batteries contained in equipment-PI970, Section I

**SX-04** 水銀気圧計または水銀温度計は、保護ケースに入った個人使用の小型の医療用または診断用の体温計を除き、手荷物として輸送は受託しない。

**SX-05** キャンプ用ストーブ（ガスまたは燃料）は手荷物として輸送は受託しない。本例外規定は、完全に洗浄されている使用済みキャンプ用ストーブにも適用する。

訂正 **TG（タイ航空）**（JACIS誤植訂正）

**TG-11** 医療用酸素または空気ポンペは機内持ち込みとしても受託手荷物としても身に付けても、禁止される。追加で酸素の必要な旅客はタイ航空予約事務所またはコンタクトセンターへの事前要請が必要となる。タイ航空より**無料有料**で提供される。

訂正 **TK（トルコ航空）**

~~**TK-06** すべての危険物分類および放射性物質は航空郵便では受託しない（2.4 および10.2.2 参照）。（空欄）。~~

訂正 **UL（スリランカ航空）**

新規追加

**UL-08** 小型のリチウム電池駆動の車は、機内持ち込み手荷物または受託手荷物として輸送禁止である。この禁止規定はエアホイール（air wheels）、ソロホイール（solo wheels）、バランスホイール（balance wheels）およびホバーボード（hover boards）に適用するがこれに限定したものではない。

訂正 **WY（オマーン航空）**

**WY-04** 少量危険物（“Y”包装基準）の輸送は、ID 8000**およびUN 1266**を除き認められない（2.7 およびすべての“Y”包装基準参照）。

訂正 **XW（ノック スクート航空）**

**XW-01** **ノック スクート航空の旅客または乗務員により携行される危険物の規定に従って**旅客および乗務員が携行を許可されるものを除いて、本規則で危険物の定義に合致するものの輸送は受託しない**（2.3 および表2.3.A参照）**。

新規追加

**XW-02** 危険物は2.4.2で許可される品目を含め航空郵便に入れることは許可しない（2.4.2および10.2.2 参照）。

**XW-03** 2.3および表2.3.Aにより旅客手荷物として許可されている以下の危険物は、下記の詳細のとおり許可されない。

- ・ 受託手荷物としての弾薬（2.3.2.1）
- ・ 電池を組み込んだ電子葉巻（e-cigars）を含む電子たばこ（electronic cigarettes）および他の個人用気化器はタイの法律により禁止されている。（2.3.5.17）

- ・ 燃料電池および予備燃料カートリッジ (2.3.5.10)
- ・ 炭化水素ガスを含むヘアカラー (2.3.5.8)
- ・ リチウム電池；リチウム電池を組み込んだセキュリティタイプの機器 (2.3.2.6)
- ・ ガス状の医療用酸素、空気のシリンダー (2.3.4.1) は旅客の受託手荷物または機内持ち込み手荷物として許可されない。ノック スクート航空は携帯用酸素濃縮器 (POC) のみ受託する。旅客はノック スクート航空の予約事務所に照会することが要求される。
- ・ 透過装置 (2.3.5.16)
- ・ 少量の引火性液体と一緒に包装された非伝染性の標本 (2.3.5.14) および水銀気圧計または水銀温度計 (2.3.3.1)

## 第2章

30 ページ～31 ページ 表 2.3.A を以下のように訂正。

表 2.3.A 旅客または乗務員が携行する危険物についての規定 (2.3)

	搭載位置を機長に通知することが要求されるか			
	持ち込み手荷物として認められるか			
	受託手荷物として認められるか			
	運航者の承認を必要とするか			
Lithium Batteries: Portable electronic devices (PED) containing lithium metal or lithium ion cells or batteries (リチウム電池：リチウム金属もしくはリチウムイオンの単電池または組電池を組み込んだ携帯電子機器 (PED)) 携帯用酸素濃縮器 (POC) のような医療用機器やカメラ、携帯電話、ノートパソコン、タブレット端末等の消費者向け電子機器を含む、個人使用目的で旅客または乗務員が携行するもの (2.3.5.9 参照)。リチウム金属電池はリチウム金属含有量が 2 g を超えてはならず、リチウムイオン電池はワット時定格値が 100 Wh を超えてはならない。受託手荷物内の機器は完全にスイッチを切り損傷から機器を保護しなければならない。一人当たり機器 (PED) 最大 15 台に制限される。リチウムボタン単電池以外のリチウム電池を備えた手荷物は、電池を取り外さ取り外し可能なもので (左記は JACIS 翻訳訂正) なければならない。受託手荷物として差し出された場合、電池は取り外し客室内にて輸送しなければならない。	NO*	YES	YES	NO
*運航者は 15 台を超える機器 (PED) の輸送を承認することができる。				

33 ページ 2.3.5.9 を以下のように訂正。

### 2.3.5.9 電池を組み込んだ携帯電子機器 (PED) (医療用機器を含む) (Portable Electronic Devices (PED) (Including Medical Devices) Containing Batteries)

**2.3.5.9.1** 本規則の目的から、リチウム電池作動の電子機器とは、リチウム単電池または組電池が、その作動のために電力を供給する機器 (equipment) または装置 (apparatus) を意味している。個人使用を目的として旅客または乗務員により携行される、電池 (バッテリー) を組み込んだこれらの機器 (PED)、これには携帯用酸素濃縮器 (POC) などの医療用機器や、カメラ、携帯電話、ノートパソコン (lap-tops)、タブレット端末などの消費者向け電子機器が含まれるが、これらは機内持込手荷物に入れて携行することが望ましい。一人当たり携帯電子機器 (PED) 最大 15 台および予備電池最大 20 個に制限される。ただし、運航者は携帯電子機器 (PED) 15 台および/または予備電池 20 個を超える輸送の承認をすることができる。予備の電池は、元々の小売用容器に入れるか、またはそうでなければ、例えばむき出しの端子をテープで覆うか、または各電池を別々のプラスチック袋あるいは保

護的な袋に入れるなどして端子を絶縁し、短絡を防ぐよう個別に保護をしておかなければならない。予備の電池は機内持ち込み手荷物に入れたものしか輸送してはならない。もし機器が受託手荷物として携行される場合は、

- (a) 損傷から機器を保護し、意図しない作動を防ぐ措置が取られなければならない。
- (b) 機器は完全にスイッチを切らなければならない。(スリープモードや休止モードでないこと。)

**2.3.5.9.2** 予備の電池は、元々の小売用容器に入れるか、またはそうでなければ、例えばむき出しの端子をテープで覆うか、または各電池を別々のプラスチック袋あるいは保護的な袋に入れるなどして端子を絶縁し、短絡を防ぐよう個別に保護をしておかなければならない。予備の電池は機内持ち込み手荷物に入れたものしか輸送してはならない。一人当たり予備電池最大 20 個に制限される。ただし、運航者は予備電池 20 個を超える輸送の承認をすることができる。

**2.3.5.9.3** さらにリチウム電池については、以下の条件に従うこと。

- (a) 個々の機器に組み込まれた電池、または予備電池は、
  1. リチウム金属またはリチウム合金の電池については、リチウム内容量が 2 g 以下であること。または
  2. リチウムイオン電池については、ワット時定格値が 100 Wh 以下であること。
- (b) 組電池および単電池は、UN Manual of Tests and Criteria, Part III, subsection 38.3 の要件に合致した型式のものでなければならない。
- (c) 一人当たり携帯電子機器 (PED) 最大 15 台に制限される。ただし運航者は携帯電子機器 (PED) 15 台を超える輸送の承認をすることができる。
- (d) リチウム金属またはリチウムイオンの単電池あるいは組電池を内蔵した物品で、その主要な目的が他の機器に電力を供給することであるもの、例えば携帯用充電器 (power banks) は機内持ち込み手荷物にのみ入れることが許可される。これらの物品は元々の小売用容器に入れるか、そうでなければ、例えば、むき出しの端子をテープで覆うか、または各電池を別々のプラスチック袋や保護的な袋に入れるなどして端子を絶縁し、短絡を防ぐよう個別に保護をしておかなければならない。
- (de) リチウム電池を内蔵した電子たばこは機内持ち込み手荷物に入れたもののみが許可される (2.3.5.17 参照)。
- (e) もし機器を受託手荷物として持ち込む場合は、
  1. 損傷から機器を保護し、意図しない作動を防ぐ措置が取られなければならない
  2. 機器は完全にスイッチを切らなければならない。(スリープモードや休止モードでないこと。)
- (f) リチウムボタン単電池以外のリチウム電池を備えた手荷物、
  1. もし手荷物が受託手荷物の場合、リチウム電池は手荷物から取り外さなければならない。そしてリチウム電池は客室内にて輸送しなければならない。または、
  2. 手荷物は客室内にて輸送しなければならない。
  3. リチウム電池が他の機器を充電するためのものでありまた取り外しができない場

合、手荷物は輸送禁止である。

40 ページ 2.6.8.2 の修正。

#### 2.6.8 書類の作成 (Documentation)

...

2.6.8.2 もし、書類（積荷証券または航空貨物運送状）が微量危険物に伴っていれば、それには“Dangerous Goods in Excepted Quantities”の文言および、当該貨物の中にこれら以外の包装物が含まれている場合は、包装物の個数が記載されなければならない。この情報は航空貨物運送状の“品物の性質および量 (Nature and Quantity of Goods)”欄に記載されなければならない。

### 第3章

235 ページ JACIS 誤植訂正

#### 3.9.2.2.0 割り当てられた品目名

- ・ UN 2087 UN 2807 Magnetized material

### 第4章

#### 4.4 特別規定

454 ページ 特別規定 A75 を以下のように訂正。

A75 殺菌装置のような物品で、内装容器当たり 30 mL 未満で、外装容器当たり 150 mL 以下の当該物質を含むものは、~~2.6.4~~2.6.2.2 の規定および危険物リスト (4.2) の G 欄から L 欄の“禁止 (Forbidden)”の表示にかかわらず、2.6 の規定に従って旅客機および貨物機にて輸送することができる。ただし、その容器は最初に比較火災試験に合格していなければならない。出荷準備された包装物（輸送される物質を含む）と水を満たした同一の包装物との比較火災試験は、試験中、内部で測定された最大温度に 200°C 以上の相違がないことを示すものでなければならない。容器には、段階的な分解によって生じるガスをゆっくりと排出させるような（すなわち、20°C おいて、30 mL の内装容器当たり 0.1 mL/時間以下）通気口があってもよい。

### 第5章

489 ページ 包装基準 114 を以下のように訂正。

#### 包装基準 114

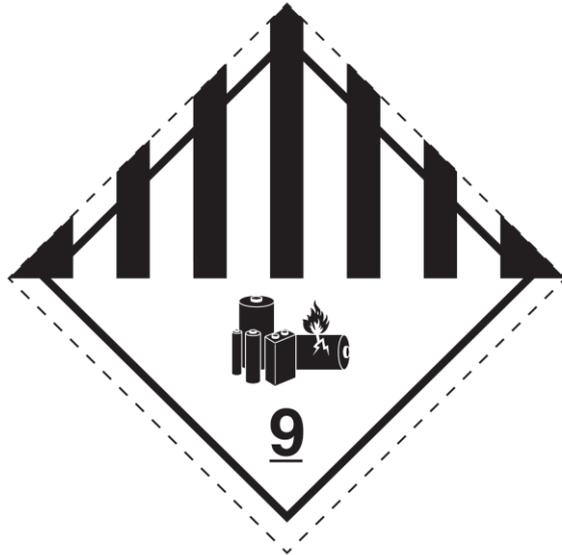
本包装基準は貨物機専用として輸送される UN 0407、UN 0448、UN 0501 および UN 0509 に適用する。

5.0.2、5.1.0 および 5.1.1 の一般包装要件に合致しなければならない。

第7章

824ページ 図7.3.Xを以下のように訂正

図7.3.X  
第9分類-リチウム電池



名 称：リチウム電池

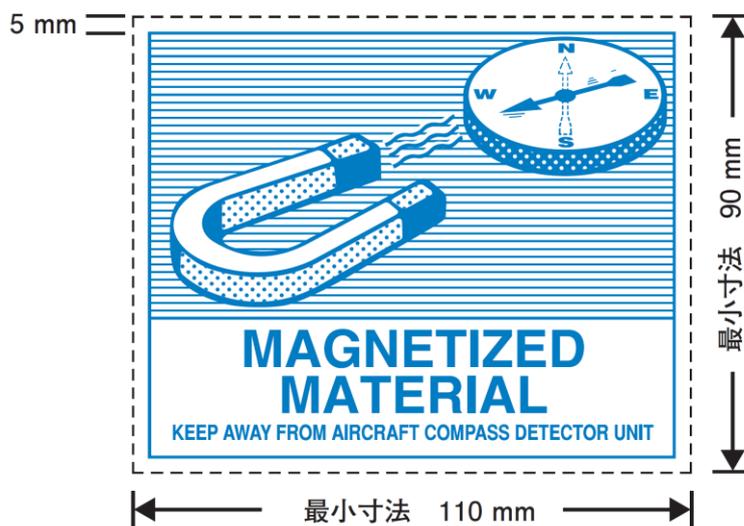
Cargo IMP Code：RBI, RBM, RLI および RLM

最小寸法：100 × 100 mm

シンボル（上半分に7本の縦縞：下半分に電池群、1個は損傷し発炎）：黒

背 景：白

825 ページ、図7.4.A 磁性物質ラベルを以下と差し替え



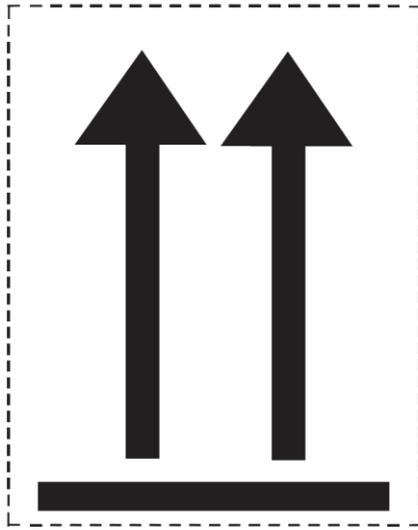
825 ページ、図 7. 4. B 貨物機専用ラベルを以下と差し替え



826 ページ、図 7. 4. C 極低温液体ラベルを以下と差し替え



827 ページ、図 7.4.E 天地無用代替デザインを以下と差し替え



827 ページ、図 7.4.F 熱源からの隔離ラベルを以下と差し替え



## 第9章

860 ページ、表 9.3.A の下の注 2 を以下のように訂正

注：

1. 縦欄と横欄の交点の“×”は、これらの分類/区分の危険物を含む包装物は隔離されなければならないことを示す。縦欄と横欄の交点の“-”は、これらの分類/区分の危険物を含む包装物の隔離を要しないことを示す。
2. 区分 1.4.S、~~区分 4.1~~と第 6 分類~~および~~第 7 分類~~および~~第 9 分類は、他の分類の危険物からの隔離を必要としないので、表 9.3.A に含まれていない。

## 第10章

942 ページ、以下のように訂正

### 10.8.3.9.3 順序 3—包装基準 (Packing Instructions)

ステップ 9. 輸送物およびオーバーパックまたは貨物コンテナのカテゴリ。

- (a) 輸送物のカテゴリ、すなわち “I-白”、“II-黄”、“III-黄”。輸送物がオーバーパックの中に置かれている場合、オーバーパックのカテゴリもまた記載しなければならない。
- (b) カテゴリ “II-黄” および “III-黄” についてのみ—輸送物の輸送指数。輸送物がオーバーパックの中に置かれている場合、オーバーパックの輸送指数もまた記載しなければならない。輸送指数は、小数点 1 位に切り上げること。
- (c) カテゴリ “II-黄”、“III-黄” についてのみ—各輸送物の寸法単位を含む寸法、またはオーバーパックの中に置かれている場合オーバーパックの寸法、あるいは使用されている場合貨物コンテナの寸法。寸法は高さを寸法の最後につけて、長さ (L) × 幅 (W) (またはドラム型の場合については直径 (D)) × 高さ (H) の順序で表すことが望ましい。“L”、“W” (または “D”)、“H” を各寸法の直前に記載してもよい。順序が、長さ × 幅 × 高さとは異なる場合、各寸法が何かを明確に示さなければならない。輸送指数は、小数点 1 位に切り上げること。
- (d) 核分裂性物質について
  1. 10.3.7.2.1 から 10.3.7.2.6 までの適用除外の一つの下で輸送される場合、その段落の参照、
  2. 10.3.7.2.4 から 10.3.7.2.5 までの規定の下で輸送される場合、核分裂性核種の合計質量、
  3. 10.6.2.8.1.3(a) から (c) の一つまたは 10.6.2.8.1.4 が適用される輸送物に収納される場合、その段落の参照、
  4. 該当する場合、臨界安全指数。

## 付録 D.1

1028 ページ、Benin (DY) の連絡先詳細を以下のように修正

### Benin (DY)

Qualité de Responsable du Transport Aérien de Marchandises Dangereuses  
L'Agence Nationale de l'Aviation Civile

**ANAC Benin**

**Avenue Jean Paul II**

**Route de l'Aéroport. Porte N4912**

01 BP 305 Cotonou

BENIN

Tel: +229 21 30 92 17

Fax: +229 21 30 45 71

email: [anacaero@anac.bj](mailto:anacaero@anac.bj)

Website: [www.anac.bj](http://www.anac.bj)

1035 ページ、Japan (J) の連絡先詳細を以下のように修正

### Japan (J)

Special Assistant to the Director for the Safe Transport of Dangerous Goods  
Flight Standards Division, Aviation Safety Dep.,  
Civil Aviation Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

2-1-3 Kasumigaseki

Chiyoda Ku, Tokyo

JAPAN

Tel: +81 (3) 5253 8737, **Ext. 50123 & 50124**

Fax: +81 (3) 5253 1661

email: [sugimoto-h2vt@mlit.go.jp](mailto:sugimoto-h2vt@mlit.go.jp)

1037 ページ、連絡先詳細を以下のように修正

**The former Yugoslav Republic of Macedonia**  
**Macedonia, Republic of (MKD)\***

Civil Aviation Agency

Str. Dame Gruev No.1

1000 Skopje

**MACEDONIA (FYROM)**

**The former Yugoslav Republic of Macedonia**

Tel: +389 (02) 3 11 40 46

Fax: +389 (02) 3 11 57 08

email: [info@caa.gov.mk](mailto:info@caa.gov.mk)

Website: [www.caa.mk](http://www.caa.mk)

## 付録 E. 2

1079 ページ、連絡先詳細を以下のように修正

### **Korea (Republic of)**

Korean Conformity Laboratories

1572-18 Shillim

11-Dong Kwan-AK KU

199, Gasan digital 1-ro,

Geumcheon-gu

Seoul

KOREA (REPUBLIC OF)

Tel: +82 (2) 2102 2775 +82 (2) 856 5623

Fax: +82 (2) 856 5636 +82 (2) 866 8626

Telex: KIMIFK 26645

Website : www.kcl.re.kr

以上

航空危険物規則書第 59 版邦訳（訂正・追加）

---

---

2018 年（平成 30 年） 1 月 発行

一般社団法人 航空危険物安全輸送協会（J A C I S）

住所 〒104-0033  
東京都中央区新川 1-25-12 新川フロンティアビル 8F  
電話 03 (5542) 0712  
ファックス 03 (5542) 0714  
E-mail [jacis.air.dg@jacis.or.jp](mailto:jacis.air.dg@jacis.or.jp)  
URL <http://www.jacis.or.jp/>

- ・ 当翻訳の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製（コピー）することは、法律で認められた場合を除き、著者（IATA）および発行者（JACIS）の権利の侵害となります。
- ・ 当翻訳は、あくまで、IATA 発行のオリジナル（英語）版理解の一助として作成したものです。あいまいな点や疑問の点は、必ず原典である英語版をご確認下さい。

なお、当協会では、本翻訳の誤記、脱漏、誤訳などによって引き起こされる損失、損害については、一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。